最終更新日：2015年5月20日

一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長　野崎正博
問合せ先：取締役管理部長 滝沢昌彦
証券コード：2904
http://www.ichimasa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、近年の厳しい経済環境のなか、企業経営にとって迅速な情報収集、スピーディーな意思決定がきわめて重要な課題であると認識しております。また透明性が高く効率的で健全な経営を行うことが株主、取引先、従業員に対する重要な責務と考えており、ホームページやマスメディアを通じたタイムリーな情報開示と、国内外の法令を遵守し社会に対して常に誠実であるよう倫理観を持った活動を行うことを行動規範として、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ノザキ	2,887,000	31.05
東京中小企業投資育成株式会社	552,000	5.93
株式会社第四銀行	460,000	4.94
野崎正博	261,060	2.80
佐藤食品工業株式会社	258,400	2.77
亀田製菓株式会社	226,000	2.43
株式会社みずほ銀行	210,000	2.25
日本興亜損害保険株式会社	202,500	2.17
焼津水産化学工業株式会社	154,000	1.65
川口ヨイ	153,700	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 上記大株主の状況は、平成27年3月31日現在のものです。
2. 当社は、平成27年4月1日付けで、普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施しておりますが、上記株式数は、当該株式分割前の株式数であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	6 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川口栄介	他の会社の出身者											
佐藤功	他の会社の出身者											
古泉肇	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口栄介		重要な兼職の状況 ・富士タクシー株式会社代表取締役社長 ・榮組自動車株式会社代表取締役会長 ・株式会社マルエイ代表取締役社長 ・榮組運送株式会社代表取締役社長 当社は川口氏が代表取締役会長を務める榮組自動車株式会社とは当社の車輌整備の一部委託や燃料購入の取引をしており、また、株式会社マルエイを通じ一部保険の契約をしておりますが、重要性の	経営の透明性向上とコンプライアンス強化に対 する助言ならびに、社内事業にとらわれない経営判断の妥当性の評価を得る目的で選任しております。

		ある取引はありません。他の2社と当社との間には、特別の関係はありません。	
佐藤功		重要な兼職の状況 ・佐藤食品工業株式会社取締役会長 ・ホテル朱鷺メッセ株式会社代表取締役会長 ・株式会社きむら食品取締役会長 当社は佐藤氏が取締役会長を務める佐藤食品工業株式会社、代表取締役会長を 務めるホテル朱鷺メッセ株式会社及び取締役会長を務める株式会社きむら食品との間には特別の関係はありません。	経営の透明性向上とコンプライアンス強化に対 する助言ならびに、社内事業にとらわれない経営判断の妥当性の評価を得る目的で選任しております。
古泉肇	○	重要な兼職の状況 ・亀田製菓株式会社名誉顧問 ・株式会社新潟国際貿易ターミナル代表取締役社長 当社は古泉氏が名誉顧問を務める亀田製菓株式会社及び代表取締役社長を務める株式会社新潟国際貿易ターミナルとの間には特別の関係はありません。	経営の透明性向上とコンプライアンス強化に対 する助言ならびに、社内事業にとらわれない経営判断の妥当性の評価を得る目的で選任しております。 【独立役員に指定した理由】 東京証券取引所が定める独立性基準及び開示加重要件に該当しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから独立役員と しての条件を満たしているものと判断いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携及び内部統制部門との関係】
　監査役は、会計監査人より会計監査の実施報告を受けるほか、必要に応じて会計監査に立ち会っております。また、公正な経営を実現するため、会計監査人より適正な会計処理や内部統制についての助言を受け、コーポレート・ガバナンスの確立に努めております。
　監査役と内部監査部門は、監査状況、指摘事項、指摘事項の改善状況について随時意見交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。また、必要に応じて両者が協力して共同の監査を実施しております。
　内部監査部門は、会計監査人と内部監査及び内部統制システムの運用管理に関して随時打ち合わせ、意見交換を実施しております。
　期末及び必要に応じて監査報告会を開催し、監査役、会計監査人、リスク統括室監査グループ等は監査結果及び内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤洋	他の会社の出身者													
坂井啓二	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤洋	○	―――	【当該社外監査役を選任している理由】 金融業界に長く在職した経験から企業経営全般について幅広い見識を有しており監査役として適切に業務を遂行することが可能と判断しております。 【独立役員に指定した理由】 当社の主要取引銀行である第四銀行の役員を 平成9年6月に退任、またそのグループ会社の役員も平成13年9月に退任しており出身会社の意向に影響される立場になく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから独立役員と しての条件を満たしているものと判断いたします。
坂井啓二	○	坂井会計事務所 所長	【当該社外監査役を選任している理由】 直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として高度な専門的知識と豊富な経験等を有しており、監査役として適切に業務を遂行することが可能と判断しております。 【独立役員に指定した理由】 会計事務所を開設しておりますが当社から報酬を得ておらず、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと思われることから独立役員の条件を満たしているものと判断いたします。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

今後は取締役が株価を通じたメリットやリスクを株主と共有し業績向上と株価上昇への意欲を高めることを意識し慎重に検討して参る所存であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額 124,079千円
監査役の年間報酬総額 17,476千円
（注）報酬等の額には、役員退職慰引当金繰入額（取締役38,974千円、監査役1,000千円）を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会において役員報酬の年間上限額を決定しております。
個別の報酬額は、株主総会から一任を受けた取締役会、又は取締役会からさらに一任を受けた代表取締役が、それぞれの役割と責任及び業績に応じて役員報酬上限額の範囲内においてこれを決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

毎月開催される取締役会において売上状況をはじめ社内外の環境等の情報についての報告を実施しております。また、経営に対する助言を得るとともに、活発な意見交換も実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（取締役会）
取締役会は原則として毎月１回開催し、経営の基本方針、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定しております。また、取締役会には監査役が出席し、参考意見を述べるなど積極的な活動を行っております。
（監査役会）
当社は監査役及び監査役会を設置し、原則として毎月１回監査役会を開催しております。監査役は月次の取締役会に出席し、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査を定期的に実施し、代表取締役への監査報告を行っております。また、その内容は対象部門にフィードバックされ、問題点の改善状況について再度報告を求めております。
（経営会議）
常勤取締役ならびに常勤監査役が出席する経営会議を毎週開催しており、取締役会の定める基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項の決裁、協議を行っております。
（全体幹部会議）
当社では、常勤取締役ならびに常勤監査役が出席する全体幹部会議を四半期毎に開催し、各部長、工場長・センター長、支店長、関係会社からの報告事項ならびに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っております。また、常勤取締役及び各部署長が出席し毎週開催される定例会議においても、常勤監査役が常に参加しており、業務の執行について監督しております。
（リスク統括室）
内部監査部門は、各業務執行部門の監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役に報告し、指摘事項の改善状況を管理しております。
（コンプライアンス委員会）
代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全役職員の法令遵守ならびに企業倫理の意識を強化させ、経営の透明性及び健全性を確保し、コンプライアンス重視の経営を実践しております。
（会計監査人）
当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。会計監査人は当社の監査を行うとともに、グループ各社の監査を定期的に実施しております。

【リスク管理体制の整備の状況】
当社のリスク管理体制は、重大な災害、事故及び違法行為等が発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるように、トータルリスクマネジメント委員会を設置し、トータルリスクマネジメントマニュアルに基づきリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備し、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。
企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に対応し、被害の最小化を図るため最大の努力をいたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、効率的な運営を行うため、経営に係る重要な意思決定は毎週開催の経営会議による審議を経て取締役会に付議しております。また、執行役員制度を導入しており、経営の意思決定に基づく迅速な業務執行が可能な体制となっております。
取締役９名のうち３名は社外取締役、監査役３名のうち２名は社外監査役であり、社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し随時必要な

意見表明をしており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっております。また、監査役3名は常に内部監査部門及び会計監査人と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。

グループ会社に関しては、四半期開催の全体幹部会議及び毎週開催の定例会議において報告事項ならびに目標の進捗状況の確認を行うとともに、経営方針の徹底及び重要な情報の伝達を行っており、常勤監査役が業務の執行について監督しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	1. パソコン活用によるビジュアル化 2. 報告事項のナレーションによる説明

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	・決算情報 ・決算情報以外の適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスマニュアル」において、消費者、取引先、従業員、株主・投資家等との関係について具体的な行動基準を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンスマニュアル」において、株主・投資家との関係として関連法規を遵守し、企業情報の適切な開示を行うよう定めております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び子会社の取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。
（2）監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。
（3）市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、排除に向けて対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程及び稟議決裁規程などの社内規則に則り作成、保存し管理する。
（2）各取締役及び各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する。
（2）緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規定により明確にする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月一回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。
（2）会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。
（3）取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時的確に行われることとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）コンプライアンスについては、リスク統括室を統括部署として、当社及び子会社を対象としたコンプライアンス・マニュアルを作成し、そのルールの周知徹底を図ることとする。
（2）重大な法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役及び監査役に報告する。
（3）当社及び子会社を対象とした「内部通報制度（フリーエコー）」については、制度の周知徹底を図り、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図るものとする。
（2）子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。
（3）当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、リスク統括室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。
（4）監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告される体制を構築する。

7. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査部門を担当する使用人に、必要があるときは、監査役の職務の補助業務を担当させることとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役より必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役の指示は受けないものとする。
（2）当該使用人の異動には、監査役の事前の同意を必要とする。
（3）当該使用人の独立性及び実効性の確保について監査役会規程に明記し、これを徹底する。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとする。また、監査役へ当該報告をしたことを理由とした不利益取り扱いは一切行わないものとする。
（2）当社及び子会社の取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図るものとする。
（2）業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。
（3）監査役は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができることとする。
（4）監査役が監査を行うにあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、会社がその費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、組織全体として排除に向けた対応を行う。
【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
上記の基本的な考え方に基づき対応マニュアルを定め、周知徹底を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特筆事項はありません。

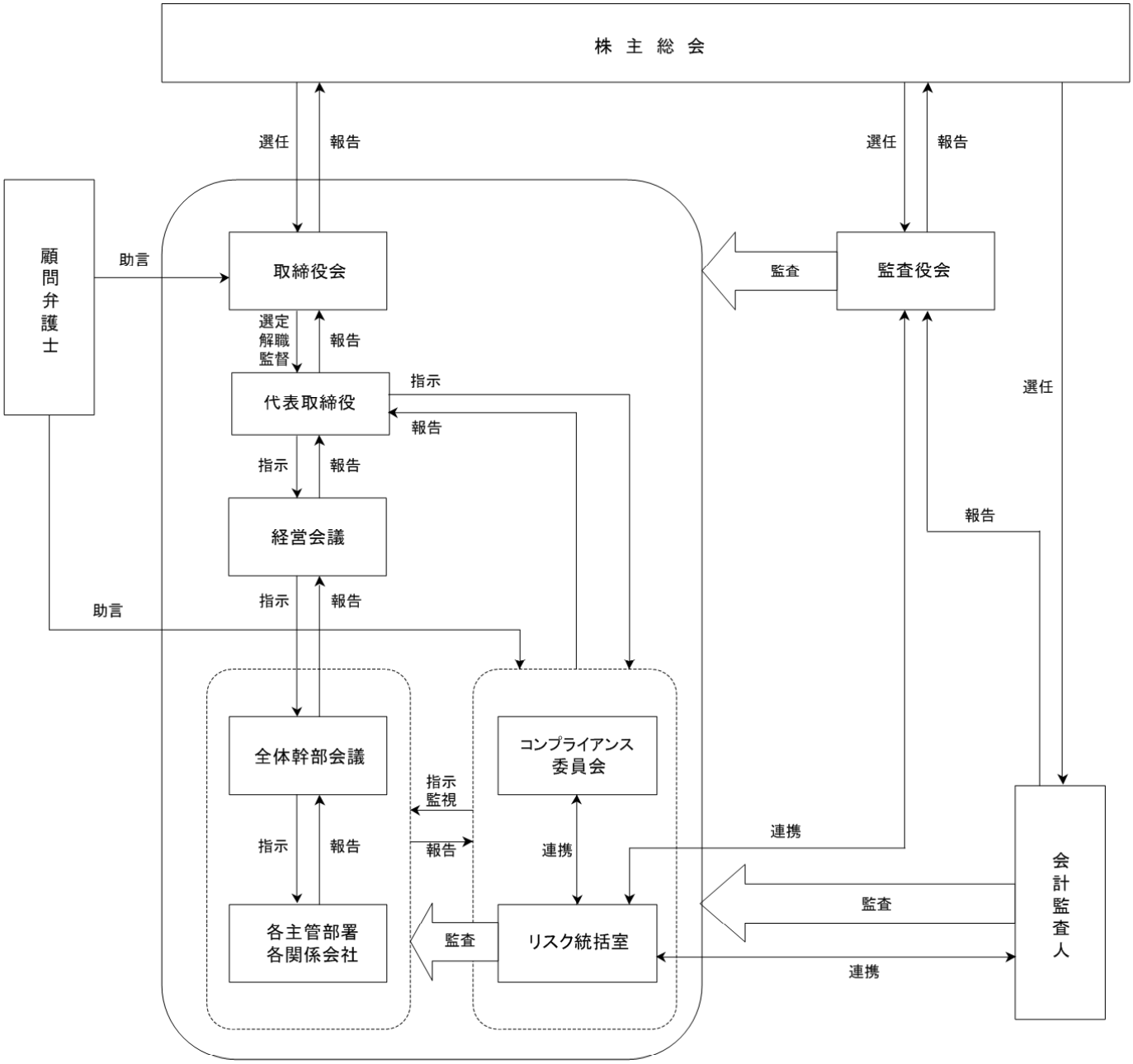
株 主 総 会
選任
報告
選任
報告
顧問弁護士
助言
取締役会
監査
監査役会
選定
解職
監督
報告
代表取締役
指示
報告
選任
指示
報告
経営会議
報告
助言
指示
報告
全体幹部会議
コンプライアンス委員会
指示
監視
報告
連携
指示
報告
連携
会計監査人
監査
各主管部署
各関係会社
監査
リスク統括室
連携

【適時開示体制】

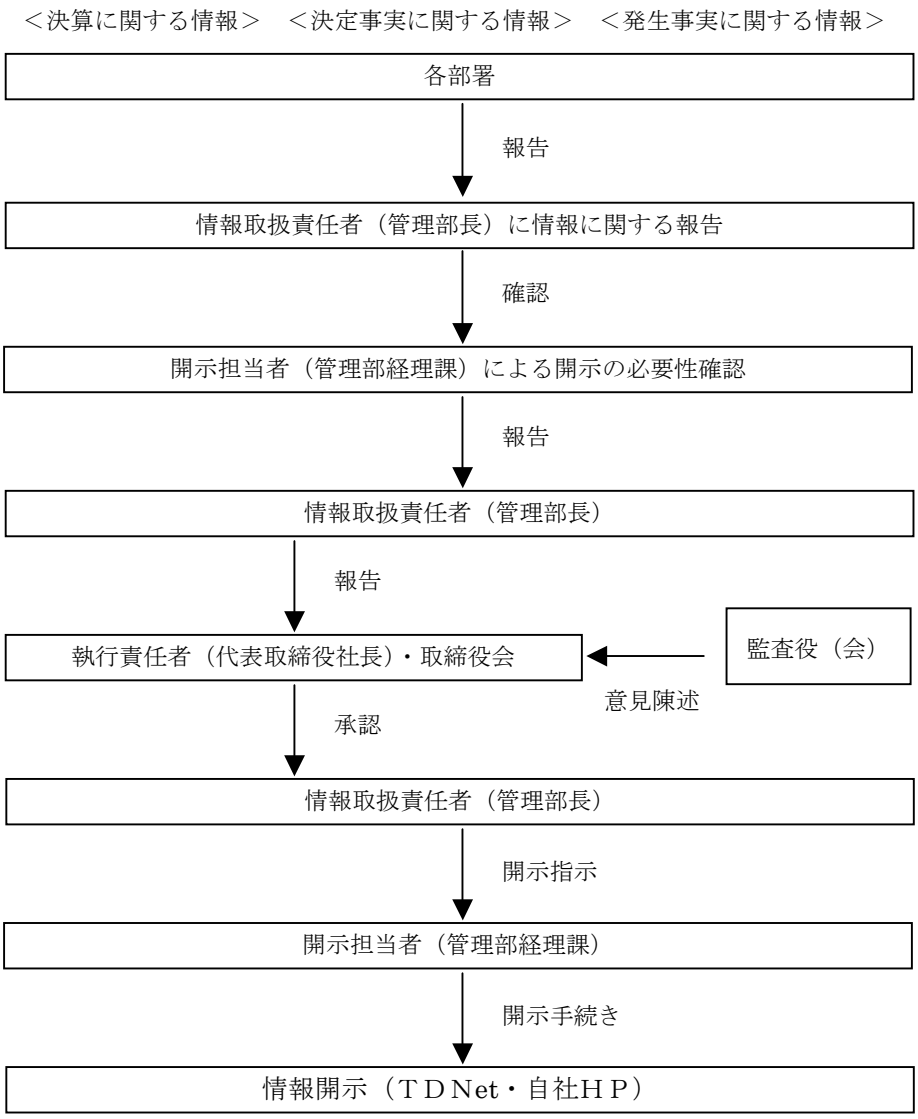
＜決算に関する情報＞　＜決定事実に関する情報＞　＜発生事実に関する情報＞
各部署
報告
情報取扱責任者（管理部長）に情報に関する報告
確認
開示担当者（管理部経理課）による開示の必要性確認
報告
情報取扱責任者（管理部長）
報告
執行責任者（代表取締役社長）・取締役会
監査役（会）
意見陳述
承認
情報取扱責任者（管理部長）
開示指示
開示担当者（管理部経理課）
開示手続き
情報開示（ＴＤNet・自社ＨＰ）